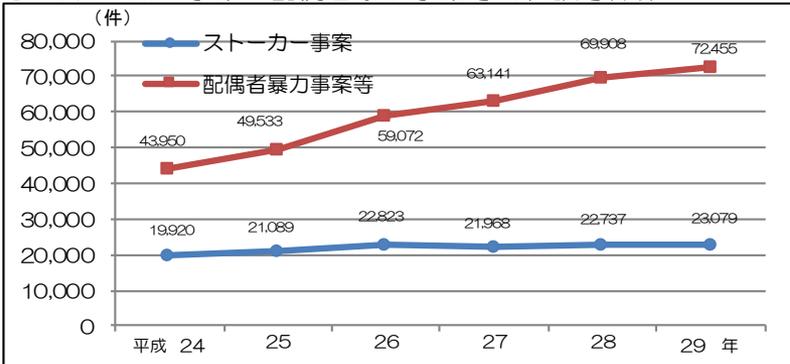


現状

○ ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成29年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移
 ○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

○ 主な対応策

- 人身安全関連事案対処体制による迅速・的確な対応
- この種事案に的確に対処するためには、事案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法 (H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行)

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12条)

ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係省庁会議)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実 | 2 被害者情報の保護の徹底 |
| 3 被害者等の適切な避難に係る支援の推進 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 5 加害者対策の推進 | 6 支援を図るための措置 |

女性活躍加速のための重点方針2018 (H30.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

平成31年度概算要求

未然防止

ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要



- 生徒対象啓発パンフレット
- 被害者等対象リーフレット
- 加害者対象リーフレットの作成等

被害拡大防止

被害者等の一時避難の支援

危険性が高い事案に関して被害者を緊急に一時避難させることが必要



宿泊施設等の利用費用の補助

被害者の安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等の事案発生を鑑み、被害者の安全を確保することが必要



ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要



ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

DV、ストーカー、児童虐待の被害にあわれている方へ

平成30年1月24日

DV等被害者法律相談援助が始まりました。

DV等被害者法律相談援助は、DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方を対象とする法律相談制度です。



法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やご家族に対し、「支援」に関するさまざまな情報をご案内しています。

- 相談窓口、法制度のご紹介
- 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士のご紹介
- 弁護士費用等の援助制度(ご利用には一定の要件があります。)

《DV等被害者法律相談援助制度のご案内》

■ご利用いただける方

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方

■ご相談いただける内容

再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。
法律相談は、弁護士との面談相談です。

■費用

一定の基準を超える資産をお持ちの方には、後日、相談料(5,400円)をご負担いただきます。

《資産基準》

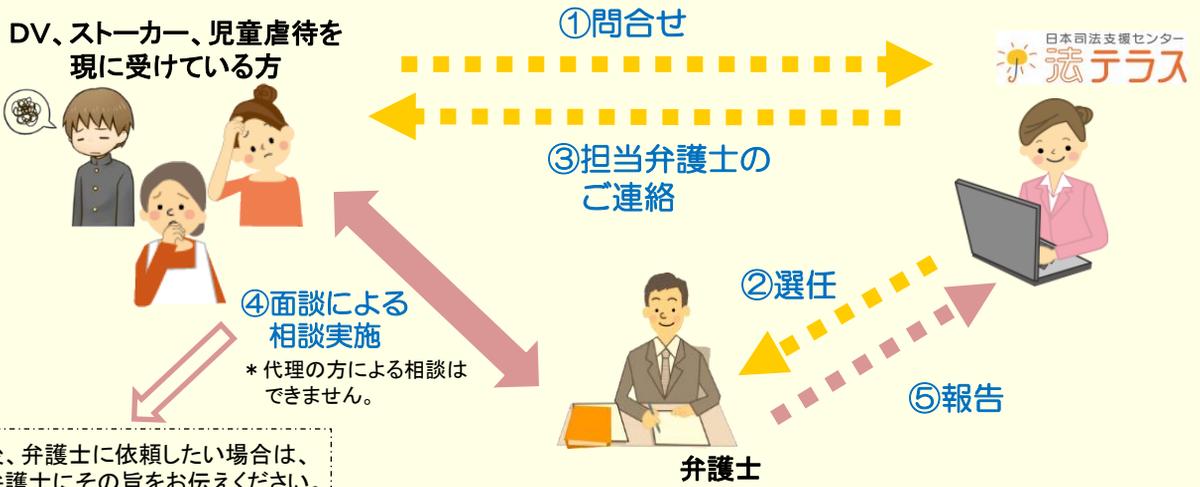
法律相談実施時に有する処分可能な現金・預貯金の合計額が300万円以下であること

※DV、ストーカー、児童虐待の被害により、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額(治療費など)は、現金・預貯金の合計額から控除します。



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

《ご利用の流れ》



《援助の利用に関するQ&A》

申込みはどうすれば良いですか？

お近くの法テラスまでお問い合わせください。
担当者が被害の状況などをお伺いします。

利用するための条件はありますか？

DV、ストーカー、児童虐待(※1)を現に受けている方(※2)であれば、資力にかかわらずご利用いただけます(※3)。

- DV………配偶者や事実上の配偶者、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のことをいいます。
- ストーカー……特定の者に対する恋愛感情又はそれが満たされない怨恨の感情を満たす目的で、つきまといやSNSを利用したメッセージ送信等の行為を繰り返し行うことをいいます。
- 児童虐待……保護者とその監護する児童(18歳未満)に対し、暴力を振るう、性的行為を要求する、食事を与えない、目の前で家族への暴力をふるうなどの行為を行うことをいいます。

※1 児童虐待防止法の対象が「18歳未満の児童」となっていることから、18歳以上の方には児童虐待に関する法律相談をご利用いただけませんので、ご了承ください。

※2 DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる方にも、ご利用いただけます。

※3 これらの被害にあわれている方でも、被害の状況等に応じ、他の制度をご案内する場合があります。

私名義の預貯金がありますが加害者に管理されているため、自由にお金を引き出すことができません。引き出せないお金も「資産」になりますか？

自由に引き出せない場合には、「資産」に含まれません。

資産基準の「資産」とは、法律相談実施時に自由に使える現金・預貯金をいいます。

具体的に「資産」に含まれるかどうかお知りになりたい方は、お近くの法テラスまでお問い合わせください。

代理で相談を受けても良いですか？

法律相談は、被害にあわれている方ご本人に受けていただく必要があります(※)。

制度利用をご希望の場合には、被害にあわれている方ご本人から法テラスへお問い合わせください。

※児童虐待の相談も同様です。

相談した弁護士に依頼したいのですが、弁護士費用が心配です。

一定の要件に該当する方は、弁護士費用等の援助制度(※)をご利用いただけます。

ご利用を希望される場合は、相談を担当した弁護士又は法テラスへお問い合わせください。

※DV等被害者法律相談援助とは別の制度です。

【通し番号65】

女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**[ゼロナナゼロのホットライン]

「女性の人権ホットライン」は、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話

電話は、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員が対応

【具体的施策の例】

- ・専用相談ダイヤル「女性の人権ホットライン」の設置・広報
- ・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。
- ・性的な画像を含むインターネット上の人権侵害情報について削除方法の助言等を行う。
- ・人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談に応じている(昨年度は、平成29年11月13日(月)～19日(日)に実施)。

【女性を被害者とする主な救済措置の事例】



・夫の妻に対するDV

夫の暴力的行為から逃れるため子どもと共に親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者と共に市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。

ひとりで悩まず
電話してください。

年層を問わず
相談受付中!
匿名希望も
可! 無料!

女性の人権ホットライン

配偶者・パートナーからの暴力
セクシュアル・ハラスメント
ストーカー被害
AV出演強要
[水びん]被害

0570-070-810

受付時間 8:30～17:15 (土・日・祝日除く)

法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。

インターネットでも人権相談を受け付けています。

インターネットでも人権相談を受け付けています。
http://www.jinken.go.jp/

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

男女共同参画局

- 渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
- 啓発シンポジウムの開催（都内大学及び女子校）
- 内閣府HP上の広報啓発



街頭キャンペーン



啓発シンポジウム（女子高）



啓発シンポジウム（大学）

若年層の女性をターゲット

政府広報室

- 各種媒体を活用した動画広告
 - ・ 街頭ビジョン（シブハチ、新宿マルチ、秋葉原など）
 - ・ 首都圏JR主要駅のJ-ADビジョン
 - ・ YouTube、twitter、LINE、インスタなどのSNS
 - ・ シネアド
 - ・ 大学サイネージ、キャンパスTV など



被害防止動画（AV出演強要）



被害防止動画（JKビジネス）



J-ADビジョン



街頭ビジョン（シブハチ）

- 各地・各イベント会場においてポスター掲示、リーフレットなどの配布
 - ・ JR原宿駅竹下口通路
 - ・ インターネットカフェ
 - ・ 渋谷駅周辺啓発街頭キャンペーン
 - ・ 啓発シンポジウム など
- 新聞（全県全紙）※保護者向け
- ラジオ
- 番組制作



新聞記事下（平成30年3月24日）